

在ネパール大使館からの情報提供（１７－１５）

５月１６日

公的年金制度の法律一部改正（受給要件短縮２５年から１０年）

ネパール在留邦人の皆様及び旅行者の皆様へ

在ネパール日本国大使館

今般、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のため国民年金等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第８４号）が平成２８年１月２４日に公布され、平成２９年８月１日に施行されることとなりました。

改正法により公的年金の受給資格期間が２５年から１０年に短縮されることになり、これにより、改正法施行日に新たに年金受給の対象者が大幅に増えることが見込まれています。

ネパール在住の皆様の中にも対象となる方がおられることとと思われますので、以下の厚生労働省構のウェブサイトを参考に、年金事務所に連絡をとり、各自で必要な手続きを行われますようお願い申し上げます。

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356.html>

日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/tansyuku/20170201.html>

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡下さい。

大使館代表電話 ４４２６６８０

※ 閉館時（休館日や夜間など）には上記電話から緊急電話対応者に転送されます。